

マイナポイントの申し込みが始まっています

閩市民課 ☎・宿(582)1122 ㊟(583)9737

マイナポイントは、キャッシュレス決済を利用した際に付与されるポイントのことです。1人1つキャッシュレス決済事業者を選択し、2万円のチャージまたは買い物をすると、1人あたり上限5,000円分のポイントが付与されます。付与されたポイントは、選択したキャッシュレス決済サービスのポイントとして、使用することができます。

また、県でも「滋賀応援ポイント」として、対象となる決済サービスを選んだ場合、県内で買い物またはチャージをすることで、さらに上限1,000円のポイントが付与されます。

対象となる決済サービスなど、詳しくは、県ホームページをご覧ください。



マイナポイントをもらうには、マイナンバーカードが必要です。まだマイナンバーカードを持っていない人は、マイナンバーカードの申請をしてください。

なお、現在、マイナンバーカード申請が混み合っており、申請から交付まで2ヵ月程度かかります。

指定のキャッシュレス決済で買い物またはチャージ

マイナンバーカードで
マイナポイント

上限5,000円(付与率25%)のポイントを付与。
「滋賀応援ポイント」の対象を満たせば、さらに上限1,000円(付与率5%)のポイントを付与。

令和3年3月31日(水)までのチャージまたは買い物がポイント付与の対象だよ。
国の予算がなくなったら終了するから早めに申請してね。

マイナポイントをもらうには予約と申し込みが必要です

マイナポイントの予約は、対応するスマートフォンもしくはカードリーダー付きのパソコンを使ってマイナンバーカードを読み込み、「マイキーID」を設定してください。

その後、申し込み画面でマイナポイントをもらう決済サービスを選択し、必要な情報を入力して申し込みを行ってください。

対応するスマートフォンやパソコンがない人は、市民課の窓口でマイナポイントの予約・申し込みの手続きができます。決済サービス事業者によっては申し込みの際にIDやパスワードなどを求められる場合があるので、事前に確認してください。

詳しくは、総務省のマイナポイント専用サイトをご覧ください。



予約・申し込み方法

★マイナポイントを利用するために必要なもの

マイナンバーカード、利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)、決済サービスID・セキュリティコード

マイナポイントで選べるキャッシュレス決済

クレジットカードやQRコード決済、電子マネーなど、選べるキャッシュレス決済サービスは多数あります。決済サービス事業者によって、事前登録が必要なものや、ポイントを受け取るための手続きが別途必要な場合があるので、それぞれの決済サービス事業者を確認してください。

詳しくは、総務省のマイナポイント専用サイトをご覧ください。



キャッシュレス決済対象一覧

マイナポイントに乗じた詐欺に注意してください

市の職員などがマイナポイントの手続きのために金融機関の口座や暗証番号を聞いたり、通帳やキャッシュカードを預かることはありません。また、手数料などを求めることもありません。少しでも「怪しいな」と思ったら、下記へ連絡してください。

- ・警察相談専用電話 ☎#9110または守山警察署(☎(583)0110)
- ・消費者ホットライン ☎188
- ・マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178